



平成 30 年 3 月 1 日

各 位

本社所在地 東京都港区赤坂三丁目 7 番 13 号
会社名 株式会社アエリア
代表者名 代表取締役社長 小林 祐介
(コード番号: 3758)
問合せ先 管理本部長 上野 哲郎
電話 03-3587-9574
(URL <https://www.aeria.jp/>)

子会社の株式移転による中間持株会社設立に関するお知らせ (開示事項の経過) 及び連結子会社の吸収合併に関するお知らせ

平成 30 年 2 月 14 日付「子会社の株式移転による中間持株会社設立に関するお知らせ」のとおり、平成 30 年 2 月 28 日付で当社の子会社である株式会社リベル・エンタテインメント（以下、「リベル」といいます。）が実施する単独株式移転によって、リベルのコンテンツ事業を統括する中間持株会社の株式会社リベル・ホールディングス（以下、「リベル HD」といいます。）の設立が完了いたしましたのでお知らせいたします。

また、本日（平成 30 年 3 月 1 日）開催の取締役会において、当社 100% 出資の連結子会社であるリベル HD を吸収合併（以下、「本合併」）することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本合併は、当社 100% 出資の連結子会社を対象とする簡易吸収合併であるため、開示事項・内容 を一部省略して開示しております。

記

1. 吸収合併の目的

平成 30 年 2 月 14 日付「子会社の株式移転による中間持株会社設立に関するお知らせ」に記載のとおり、リベルの単独株式移転によるリベル HD の設立と当社によるリベル HD の吸収合併（以下、「本組織再編」）はリベルの経営陣である林田氏、牟田氏が当社グループのコンテンツ事業を管掌することにより、当社グループ全体におけるコンテンツ事業の体制強化並びに戦略の円滑な実行を可能にすることを目的としております。

また、リベルの経営陣である林田氏、牟田氏が、グループ全体のゲーム事業に対するコミットメントを高めるためには、当社グループの価値向上とともに、インセンティブ効果が発動できるストック・オプションを活用することが最適であると判断致しました。

リベルでは、林田氏、牟田氏を対象としたストック・オプション（以下、「LB 社新株予約権」といいます。）を発行しておりましたが、LB 社新株予約権の行使により当社の完全子会社ではなくなってしまうことから、実質的に LB 社新株予約権を行使することができない状況が継続しておりました。そのため、LB 社新株予約権の条件を維持しながら、当社が新たに発行するストック・オプションへ移行できるスキームを組織再編税制や会社法に照らし検討し最適なスキームとして、本組織再編を選択しております。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

合併決議取締役会 平成 30 年 3 月 1 日
合併契約締結日 平成 30 年 3 月 1 日
合併の効力発生日 平成 30 年 4 月 3 日（予定）

なお、本合併の効力発生は、平成 30 年 3 月 29 日に開催を予定している当社の定時株主総会で合併契約が承認可決されることを条件としております。

(2) 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、リベル HD は解散いたします。

(3) 合併に係る割当の内容

当社 100%出資の連結子会社との合併であるため、本合併において、新株予約権の交付以外に新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。但し、新株予約権が行使された場合には、当社の新株式の発行並びに資本金の増加を伴います。

(4) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

① 本合併で新株予約権を割り当てる理由

リベルは、インセンティブを目的とした有償ストック・オプションとして、第 1 回新株予約権（平成 29 年 6 月 30 日発行、発行総数 40 個）をリベルの経営陣である林田氏、牟田氏に対して発行しておりましたが、中間持株会社であるリベル HD の設立に伴い、リベルの新株予約権者に対し、その有する新株予約権と同等の新株予約権を交付し、割り当てが完了しております。なお、リベルは新株予約権付社債の発行はしておりません。

また、本合併に伴い、リベル HD が発行した新株予約権の新株予約権者に対して、その所有する新株予約権 1 個につき、後記「②算定の概要」に記載の合併比率の割合をもって当社の新株予約権を新たに発行し、割り当てる方針です。

リベルが発行している第 1 回新株予約権（平成 29 年 6 月 30 日発行、残存数 40 個）は、リベルの業績が大幅に増収増益を達成していることから、リベルの企業価値が大幅に向上しているため、リベル株式の株価算定並びに新株予約権の算定を実施して交付する予定であります。そのため、当社がリベル HD の新株予約権者に対して交付する新株予約権は、当社の普通株式約 70 億円相当の潜在株式になる見込みであります。

当社の新株予約権を割り当てる理由としましては、リベル HD の新株予約権者は、リベルの経営陣である林田氏、牟田氏となる予定であり、当社グループのコンテンツ事業を管掌し、当社グループ全体におけるコンテンツ事業の体制強化並びに戦略の円滑な実行を図るために、さらなる貢献が期待できるものと判断し、当社グループのコンテンツ事業の管掌に対するインセンティブ効果を目的とするためであります。なお、本合併により当社が発行する新株予約権の発行要項につきましては別紙をご参照ください。

リベルが発行している新株予約権の概要は、以下のとおりです。

リベル第1回新株予約権	
割当日	平成29年6月30日
発行価額	1,535,313円
行使価額	18,000,000円
行使期間	平成29年11月1日から平成32年10月31日まで
割当先	代表取締役及び取締役 合計2名
発行新株予約権個数	40個
当該募集による潜在株式数	40株
現時点における行使状況	すべて未行使
その他	取得条項あり 業績条件あり 平成29年8月から平成32年7月までの連続する3か月累計売上高と営業利益が共に、平成29年1月から平成29年3月の3か月累計の売上高と営業利益を1回でも超過した場合において、行使することができる。但し、連続3か月累計の営業利益が赤字の場合には、次の連続3か月累計の売上高と営業利益が平成29年1月から平成29年3月の業績を超過していても、行使することができない。

② 新株予約権の合併比率の算定根拠

当社は、本組織再編の第2段階として、当社がリベルHDを吸収合併する際には、リベルHDが発行した新株予約権の新株予約権者に対して、その所有する新株予約権1個につき、下記新株予約権の合併比率の割合をもって当社の新株予約権を新たに発行し、割り当てる方針であります。リベルの単独株式移転によって設立される予定のリベルHDで発行する第1回新株予約権は、リベル第1回新株予約権と同等の内容であり、また、リベルHDの第1回新株予約権者はリベルの経営陣である林田氏、牟田氏となります。

そのため、当社は本合併における新株予約権の交付に対して適用される合併比率の算定の検討を行い、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 能勢元、以下「TFA」という。）にリベルの株価算定を依頼し、2月9日に株式価値算定書を受領しております。

リベルHDの株価算定につきましては、リベルHDの設立前に実施いたしました。リベルHD設立の方法がリベルによる単独株式移転であり、リベルHDが保有することになる資産はリベルの株式のみとなることからリベルHDの株式価値はリベルの株式価値と等価となります。したがって、リベルHDの設立前に、リベルの株式価値をリベルHDの株式価値として採用することは、合理的であると判断いたしました。

そのため、当社はTFAによるリベルの株式価値の算定結果を参考に、リベルHD及びリベルの財務状況、業績の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、リベルの経営陣であり、リベルHD設立後にリベルHDの経営陣となる林田氏、牟田氏と慎重に協議を重ねた結果、最終的に当社とリベルHDの新株予約権の合併比率を以下のとおりとすることが妥当であり、当社の企業価値向上に資するものであるとの判断に至り、双方で合意をいたしました。なお、当社とリベルHDの新株予約権の合併比率を決定するにあたっては、リベルHDの設立前における段階でも、当社の顧問弁護士に見解を確認したところ、会社法に規制はなく、また、合理的な算定に基づく比率であれば、リベルHD設立前でも当社の現時点での株価基準で双方合意することに問題はないとの見解を得ております。

<新株予約権の合併比率>

会社名	株式会社アエリア (合併会社)	株式会社リベル・ホールディングス (被合併会社)
合併比率	98,703	1

(注) 1. 合併比率

リベルHDの新株予約権1個(1個あたり普通株式1株)に対して、当社の新株予約権987.03個(1個あたり普通株式100株)を割当交付いたします。

2. 合併比率の算定方法及び算定根拠

第三者算定機関であるTFAは、リベルに対して、DCF法に基づき一株あたりの株式価値は、以下のとおりです。

採用手法	算定結果(千円)
DCF法	160,936~196,699

なお、TFAは、リベルの株式価値算定に際して、当社から提供を受けた情報及び一般的に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。

当社とリベルHDの経営陣となる林田氏、傘田氏は、TFAの算定結果を受けてリベルHDの株式価値はリベルとの移転比率1:1による単独株式移転の方法になることから、リベルHDの株式価値はリベルの株式価値と等価であり、TFAが算定したリベルの算定結果を参考にリベルHDの一株あたりの株式価値を175,000千円とし、当社の株式価値については、中間持株会社設立の決議日である当社取締役会前日である平成30年2月13日の当社終値1,773円を採用し、以下の方法により新株予約権の合併比率を決定しております。

$$\text{合併比率} = \text{リベルHDの一株あたりの株式価値} \div \text{当社終値}$$

3. 本吸収合併により当社が発行する新株予約権の内容

新株予約権の総数	39,481個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	3,948,100株
行使価額	183円

なお、上記新株予約権が全量行使された場合に交付される当社普通株式の数は3,948,100株(当該株式に係る議決権は39,481個)であり、平成30年2月14日現在における当社の発行済株式総数19,547,495株(当該株式に係る議決権数は191,384個)を分母とする希薄化率は20.20%(議決権に係る希薄化率は20.63%)の割合で希薄化が生じます。

4. 当社はリベルHDの全株式を保有する予定であるため、本吸収合併において新株予約権の交付以外に新株式の発行、資本金の増加及び合併交付金、その他一切の対価の交付はありません。但し、新株予約権が行使された場合には、当社の新株式の発行並びに資本金の増加を伴います。

3. 合併当事会社の概要（平成30年3月1日現在）

	存続会社	消滅会社
(1) 名称	株式会社アエリア	株式会社リベル・ホールディングス
(2) 所在地	東京都港区赤坂三丁目7番13号	東京都千代田区鍛冶町一丁目9番16号 丸石第二ビル6階
(3) 代表者	代表取締役社長 小林 祐介	代表取締役 林田 浩太郎
(4) 事業内容	IT サービス事業 コンテンツ事業	中間持株会社としての戦略立案及び子会社の事業管理
(5) 資本金	1,503,059千円 (平成29年12月31日現在)	3,000千円
(6) 設立年月	平成14年10月30日	平成30年2月28日
(7) 発行済株式数	19,579,728株	60株
(8) 決算期	12月31日	12月31日
(9) 大株主及び持株比率	長嶋 貴之 15.80% 小林 祐介 11.46% (平成29年12月31日現在)	株式会社アエリア 100%
(10) 直前会計年度の経営成績及び財政状態		
決算期	平成29年12月期（連結）	
純資産	13,108百万円	平成30年2月28日設立のため、確定した最終事業年度はありません。
総資産	27,770百万円	
1株当たり純資産	681.05円	
売上高	15,871百万円	
営業利益	2,691百万円	
経常利益	2,760百万円	
親会社株主に帰属する当期純利益	2,080百万円	
1株当たり当期純利益	123.90円	
1株当たり配当/期	10円	

4. 合併後の状況

本合併による当社の名称、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

5. 今後の見通し

本合併は、当社100%出資の連結子会社との合併であり、連結業績への影響は軽微であります。

以上

株式会社アエリア
第28回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社アエリア第28回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 割当日 2018年4月3日
3. 割当先 本新株予約権のうち11,844個を林田浩太郎、27,637個を牟田正に割り当てる。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は3,948,100株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号および第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第8項の規定に従って行使価額（第7項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第8項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第8項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
5. 本新株予約権の総数 39,481個
6. 各本新株予約権の払込金額 払込みを要しないものとする。
7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金183円とする。

8. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株

予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

②使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日の前日における調整前行使価額とする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

9. 本新株予約権の行使期間

2018年4月3日から2020年10月31日までとする。但し、第11項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとす

る。

10. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (3) 株式会社リベル・エンタテインメント（会社法人等番号：0100-01-145604）の2017年8月～2020年7月までの連続する3か月累計の売上高と営業利益が共に、2017年1月～3月の3か月累計の売上高と営業利益を1回でも超過した場合において、行使することができる。但し、連続3か月累計の営業利益が赤字の場合には、次の連続3か月累計の売上高と営業利益が2017年1月～3月の業績を超過していても、行使することができない。

11. 本新株予約権の取得事由及び取得請求

当社は、本新株予約権の割当日以降、いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。

当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき金1,556円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

12. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

13. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

14. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

15. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第9項に定める行使期間中に第16項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第17項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第16項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第17項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

16. 行使請求受付場所

株式会社アエリア 管理本部

17. 払込取扱場所

みずほ銀行 新宿南口支店

18. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対

象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第9項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第9項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第14項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第7項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第10項及び第11項に準じて決定する。

⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

19. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。